

産後ヘルパー派遣事業

産後は、お母さんのからだところの状態が最も不安定な時期です。

広島市では、地域で安心して子育てができるように、
自宅にヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行います。



● 利用できる方

下記のすべてにあてはまるお母さんと生後1年未満(1歳の誕生日の前日まで)のお子様

- ① 広島市に住所を有する
- ② 産後1年未満で体調不良や育児不安等がある(多胎児を含む。)
- ③ ご家族などから、十分な産後の家事、育児などの支援を受けることができない

● 支援の内容

家事支援	育児支援
① 食事の準備・後片付け ② 衣類の洗濯・補修 ③ 居室等の掃除・整理整頓 ④ 生活必需品の買い物 ⑤ 郵便物の郵送等 ⑥ その他必要な家事援助	① 授乳介助 ② おむつ・衣類交換 ③ 沐浴介助 ④ 兄弟児の遊び相手等の世話 ⑤ その他必要な育児援助

● **利用時間** サービス1回につき2時間以内

● **利用回数** 1日2回まで、単胎児は延べ10回、多胎児は延べ20回まで利用できます。

● 利用料金

世帯区分	派遣時間毎の利用者負担額		
	1時間まで	1時間を超え 1時間30分まで	1時間30分を超え 2時間まで
1	500円	750円	1,000円
2	0円	0円	0円

※ 令和8年度については、上利用料金の半額を助成します。

※ 世帯区分1は市民税課税世帯、世帯区分2は市民税非課税世帯又は生活保護世帯

※ 自宅に駐車場がない場合、派遣業者から駐車料金の請求がある場合がありますので、ご了承ください。

※ キャンセル料について(全ての区分において、キャンセル料が発生します。)

利用日の3日前の午後5時までに連絡がなく変更・中止された場合は、キャンセル料が発生します。

● 注意事項

- ・ 一部の支援を除き、原則として居宅内で行う支援で、母子の在宅時に限ります。
- ・ ヘルパーが一人でお子様の世話をすることはできません。
- ・ ご家庭内にインフルエンザや感染性胃腸炎などの感染症にかかっている方(疑いを含む)、または発熱がある方がいる場合は、利用できません。
- ・ 体調不良によるキャンセルの場合もキャンセル料がかかります。
- ・ 派遣業者が車でご自宅へ訪問させていただく場合には、駐車場の確保をお願いいたします。

利用方法

- 概ね妊娠8か月(28週)以降からの申請になります。
 - 申請にあたっては、区地域支えあい課(こども家庭センター)の保健師が家庭訪問・窓口での面接等を通じて、お母さんの体調や支援状況等をお伺いしますので、事前にお住まいの区地域支えあい課(こども家庭センター)にご連絡ください。
 - この事業による支援が必要であると認めた場合、区地域支えあい課(こども家庭センター)が委託事業者等と調整し、利用を開始していただきます。
 - ※ 委託事業者等の状況によって、希望された日時に利用できない場合があります。
 - ※ 委託事業者等との調整に時間がかかる場合がありますので、お早めにご相談ください。
- * 多胎(双子や三つ子など)の妊娠や出産をされた方、未熟児で生まれた場合などは、お住いの区地域支えあい課(こども家庭センター)にご相談ください。



提出書類

- 申請書
- 所得を証明する書類【該当者のみ】(事業対象年度の1月1日現在で広島市に住民票がない場合のみ。)
 - 生活保護世帯の場合：被保護者証明書(夜間・休日等受診用)
 - 市民税非課税世帯の場合：市民税・県民税課税台帳記載事項証明書(子どもの父母の証明)
 - ※ 市民税・県民税課税台帳記載事項証明書について
 - ・ 1月1日時点で住民票があった自治体で入手してください。4月から6月に申請する場合は前年度分、7月から3月にかけて申請する場合は当該年度分を提出してください。
 - ・ 所得、控除額、扶養親族等の人数の記載があるものがが必要です。

市ホームページ↓



申請・利用に関する問合せ先:各區地域支えあい課(こども家庭センター)

	住所	電話	受付時間
中	中区大手町四丁目1番1号	082-504-2109	月曜日から金曜日 (祝祭日・年始年末・ 8月6日除く) 午前8時半～午後5時
東	東区東蟹屋町9番34号	082-568-7735	
南	南区皆実町一丁目4番46号	082-250-4133	
西	西区福島町二丁目24番1号	082-294-6384	
安佐南	安佐南区中須一丁目38番13号	082-831-4944	
安佐北	安佐北区可部三丁目19番22号	082-819-0616	
安芸	安芸区船越南三丁目2番16号	082-821-2820	
佐伯	佐伯区海老園一丁目4番5号	082-943-9733	

